

# コンテンツ流通促進委員会 設置要綱

## 1 名称

本委員会は、近畿情報通信協議会規約第15条に基づく専門委員会として設置し、「コンテンツ流通促進委員会」と称する。

## 2 目的

本委員会は、近畿情報通信協議会の事業に資することを目的として、会員相互の連携や情報通信の活用により、地域の多様なコンテンツの流通を促進する取り組みを行うことで、地域の活性化に寄与することとする。

## 3 活動

本委員会は、前項の目的を進めるため、次の活動を行う。

- (1) 地域の活性化に資するコンテンツの情報収集と提供
- (2) コンテンツの活用に関するセミナー等の開催
- (3) コンテンツ制作に関する研修会の開催
- (4) 地域コンテンツに関するコンテストの開催
- (5) コンテンツ・映像関係団体との交流
- (6) その他、目的遂行のための事業

## 4 構成

- (1) 本委員会の目的に賛同し、参加申込みをした近畿情報通信協議会会員により構成する。
- (2) 本委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- (3) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 副委員長は、委員長が指名し、委員長不在の時、その業務を代行する。

## 5 運営

- (1) 委員長は委員会を招集し、活動の具体的検討と運営を行う。
- (2) 本委員会には必要に応じ部会を置くことができる。部会では委員会において検討された取り組みを推進する。
- (3) 委員長は必要に応じて会員に委員会及び部会事務の支援を求めることができる。  
また、当面の間、委員会の開催及び運営に関して連絡事務局を近畿総合通信局情報通信連携推進課に置く。

## 6 その他

本要綱に定めのない事項で、委員会における必要な事項は、近畿情報通信協議会 幹事会において別に定める。

この要綱は、平成29年6月27日より施行する。